

地 域	地域別環境づくり指針
<p>市街地域 (都市計画用途地域の指定地域が該当します。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○大船渡湾の水環境への負荷の低減に努める ○身近な自然の保全・創出に努める ○大船渡らしい「みなとの雰囲気」の創出に努める
<p>大船渡湾水域 (都市計画用途地域及び自然公園以外の、大船渡湾に地表水が流下する範囲が該当します。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○大船渡湾水域の水源かん養機能の保全に努める ○緑地景観の保全・創出に努める ○残存する良好な自然環境の保全に努める
<p>外湾水域 (都市計画用途地域及び自然公園以外の、門之浜湾、綾里湾、越喜来湾、吉浜湾などに地表水が流下する範囲が該当します。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○半島の多様な自然環境の保全と活用に努める ○大船渡らしい「漁港集落の雰囲気」の保全・創出に努める
<p>五葉山県立自然公園地域 (五葉山県立自然公園に指定されている地域が該当します。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○山地の良好な自然環境の保全と活用に努める ○水域最上流部として水源かん養機能の保全に努める
<p>陸中海岸国立公園地域 (陸中海岸国立公園に指定されている地域が該当します。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○海岸の良好な自然環境の保全と活用に努める